

# 労働基準広報 2016 No.1880 2/21

## CONTENTS

**特集** 女性活躍推進法の解説 ————— 6

### 女性活躍推進のための行動計画策定等の義務化と新たな認定制度の創設

今年4月1日施行の女性活躍推進法では、労働者301人以上の事業主に対して、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する状況の情報の公表——を義務づけている。また、同法により、厚生労働大臣が、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な一般事業主を認定する制度が創設される。

(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第17回〉—— 18

大阪経済法律学園（定年年齢引下げ）事件  
（大阪地裁 平成25年2月15日判決）

就業規則変更による大学教授の定年引下げの有効性  
内実を伴わない見せかけだけの  
代償措置は合理性を有しない

（弁護士・井澤慎次）

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 28

第28講 ワークルール教育の進展

少しずつでも労働法令の順守に努力  
することが信頼され生き残る正攻法

（北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏）

●解釈例規物語⑦ ————— 32

第36条関係

時間外労働限度基準に定める限度時間  
と特別条項付き協定 — その1 —

（中川恒彦）

●NEWS ————— 1

（3月1日施行・青少年雇用促進法の関係政  
省令公布）繰り返し違反が未是正の間は求人  
不受理/（財形持家融資の貸付金利特例）子育て  
中の勤労者対象の金利引下げを2年間延長  
/（民間主要企業の27年年末賞与）対前年伸  
び率は3年連続前年上まわる3.72%増/ほか

●労働局ジャーナル ————— 39

京都府最賃ポスターのデザインが決定  
府内での最低賃金周知に活用が期待される

〔京都労働局〕

●連載 労働スクランブル④（労働評論家・飯田  
康夫）— 40 ●労務資料 平成27年賃金引上げ等の  
実態調査結果① ～賃金の改定状況等～ — 42 ●  
わたしの監督雑感 広島・福山労働基準監督署次  
長 神鳥哲也 — 54 ●今月の資料室 — 56

#### 労務相談室

回答者

解雇・退職 [勤続3年以下の有期労働者を雇止め] 妊娠中の者いるがマタハラか — 48 弁護士・新弘江

安全衛生 [社会福祉法人の理事長が産業医兼務] 法的に問題あるか — 50 弁護士・岡村光男

労務一般 [来年度10人の学卒者を採用して50人以上] 各種の義務課されるか — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内